

須坂市農業委員会 令和元年 11 月総会 議事録

- 1 招集 令和元年 11 月 29 日(金) 午後 3 時 00 分
- 2 開会 令和元年 11 月 29 日(金) 午後 3 時 00 分
- 3 閉会 令和元年 11 月 29 日(金) 午後 3 時 45 分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議室

- 5 出席した農業委員 (13 人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	谷口みづ子	推進委員	15 番	竹前清孝
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	7 番	斎藤 稔	〃	16 番	小林郁雄
農業委員	1 番	坂本正雄	〃	8 番	山岸和人	〃	17 番	市川和志
〃	2 番	茂木 都	〃	9 番	中村嘉博	〃	18 番	小林英次
〃	3 番	中澤秀樹	〃	10 番	宮尾哲雄	〃	19 番	神林秀明
〃	4 番	小林 昇	〃	12 番	平野 正	〃	20 番	豊田耕一
〃	5 番	長野 衛				〃	21 番	依田浩明

- 6 欠席した農業委員 11 番 春原 博
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号(2 アール未満の届出)の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 11 月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、春原農業委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数 14 人中過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 どうもご苦労様です。11月も月末となりまして、だんだん寒さも厳しくなってきましたかと思いますが、そんななか、11月総会にご出席いただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

それでは、11月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、5番 長野 衛委員、6番 谷口フサ子委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

7番 No.3、No.4ですが、長野県原種センターで稲と麦、大豆の原種生産に使うための賃借だそうです。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで補足説明がございませうか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、採決を行います。議案第25号のNo.1からNo.4までの4件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第25号のNo.1からNo.4までの4件については、許可と決定しました。

議長 次に、議案第26号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数4件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。

16番 No.2は権利の種類は、賃貸借権ではなく賃借権ですね。

事務局 そのとおりです。すみません。訂正をお願いいたします。

議長 ほかにないようですので、採決を行います。議案第26号の4件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第26号の4件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数17件を議題といたします。

最初に、No.1の1件について審議いたします。

この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号19番 神林秀明委員の退席をお願いします。

なお、議決後は着席を認めます。

それでは、事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 27 号のNo.1 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 27 号のNo.1 の 1 件については、決定とすることに決定しました。

それでは、神林秀明委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第 27 号のNo.2 からNo.8 までの 7 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ほかにないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

19 番 説明員 No.5 の借受人の経営面積と内容を教えてください。

経営面積は、17,700 m²でございます。全て借入です。作付けはリンゴとお聞きしていますが、今まで堤外地でタマネギを栽培していまして、今回の台風で流れてしまい当面はタマネギの栽培をして春先にはリンゴを植えるとお聞きしています。そして、借受人は昔卸業をやっていましたが、自分で生産した方が原材料の確保もしやすいということで農業にも取り組むということだそうです。

16 番 説明員 No.6 の借受人の経営内容と営農計画を教えてください。

経営規模の拡大ということで、現況は野菜と果樹を栽培しているんですが、モモを栽培したいということでございます。現在耕作している作物につきましては、リンゴのワイ化栽培を 2,000 m²ほどやっていらっしゃいます。機械につきましては、スピードスプレヤー 1 台、乗用草刈機 1 台を借りて使用している状況です。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第 27 号のNo.2 からNo.8 までの 7 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 27 号のNo.2 からNo.8 までの 7 件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第 27 号のNo.9 からNo.15 までの 7 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 説明員 No.10 の利用権設定の土地ですが、来年度も耕作できる土地なんですが、利用権の終期が令和 2 年 12 月 6 日になっていきますがインター周辺開発絡みで問題ありませんか。

計画書のなかで条件をつけていまして農振農用地地域から除外されることが確実になった場合は、利用権設定期間中であっても契約を解除できる旨の一筆を書いています。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 27 号のNo.9 からNo.15 までの 7 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは

挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 27 号のNo.9 からNo.15 までの 7 件については、決定とすることに決定しました。

議長

次に、議案第 27 号のNo.16 からNo.17 までの 2 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

16 番

No.16 ですが、今まで譲受人は法人で申請されていましたが、今回は個人で申請となっておりますが、何かあるのでしょうか。

説明員

今回は、個人での申請で計画を出されましたので、議案も個人での議案提出とさせていただきます。

ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第 27 号のNo.16 からNo.17 までの 2 件について、決定とすることに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 27 号のNo.16 からNo.17 までの 2 件については、決定とすることに決定しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 16 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号（2 アール未満の届出）の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、11 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。